

人が少ない時期は、まちの中は本当にどぶ川だったですね。これは酒なんか飲んで裏通り歩いたときには、もう臭くて大変だったと思います。私、あんまり歩かなかったですけども。そういう時期から比べれば、生活環境を整えていく事業というのはすごいことだなというふうに思うんです。資金的にもそうですし。その意味では、やっぱりこの事業というのは、農業集落排水事業のときに各地区1カ所ずつしてくれるというふうにしているんですけれども、いずれこの後パーセントを上げていきたいわけですね。加入率もそうですし。その意味では、何となくこの特環事業が終わったら、何にもその後が計画なんていうのは出てこない。要望もないわけですか。そこどうですか。そういうふうに覆っていかないとなかなか進んでいかないというところがあると思うんですね。そこはいかがでしょうか。

○大沼 久議長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

今の特環の事業については、川原沢、それから草岡、五十川地区を整備しておりますが、公共下水道事業、あとそれから大久保、今泉の農業集落排水事業以外の区域については、浄化槽事業で取り組むというようなことで地域再生計画の認定をいただいているところでありますので、今後の生活排水処理事業については浄化槽事業で取り組むというようなことで進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○大沼 久議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

高橋孝夫議員の質問

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き市政一般に関する質問を続行いたします。

次に、順位3番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

(11番高橋孝夫議員登壇)

○11番 高橋孝夫議員 ご苦労さまでございます。

私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告しております2点について順次質問申し上げますので、丁寧で明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、学童クラブの今後の展開についてです。

長井市における学童クラブの現状は、7月に福祉事務所からいただきました「放課後児童健全育成事業の実施状況について」という資料によりますと、1つは、昭和57年4月1日から開始されている中央学童クラブがあり、社会福祉協議会が運営主体となって、平成18年度からは中央児童センターと勤労センターの2カ所で73名の児童が年間273日通っていること、2つは、平成11年4月27日から開始されている豊田学童クラブがあり、豊田児童センターで年間237日にわたって21名の児童が通っていること。3つは、平成13年4月1日から開始された致芳学童クラブで、致芳児童センターで年間238日にわたり8名の児童が通っていること。4つは、平成14年4月1日から開始された西根学童クラブで、西根児童センターで年間237日間にわたって5名の児童が通っていますし、5つは、西根と同じく平成14年4月1日から開始をされた平野学童クラブで、平野児童センターで年間238日にわたり11名の児童が通っているということであり、市内全体で118名の児童が、6カ

所で実施されている学童クラブに通っていることになるわけです。

その学童クラブの運営について、今、あり方が根本的に変わろうとしています。

本年5月9日付で文部科学省生涯学習政策局が全国に通知した文書、「文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携」、仮称「放課後子どもプラン」の創設という通知によりますと、事業連携の基本的な方向性として、1つは、各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局との連携のもとに、地域子ども教室推進事業、これは文部科学省、と放課後児童健全育成事業、これは厚生労働省を、一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設をする。2つは、教育委員会が主導することにより、学校が従来より積極的にかかわることが期待をされる。3つは、各市町村では、校長または教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。4つは、同プランはできる限り小学校で実施することとする。当面、児童館や公民館など、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとする。5つは、同プランは、福祉部局職員、教職を目指す大学生、退職教員、地域のボランティアなどを活用することとする。また、これらの者と学校の教職員間での情報交換など、十分な連携に配慮するものとしてされています。そして、今後の進め方では、具体的な連携方策、予算措置、推進体制などについては、平成19年度概算要求時まで両省間において検討するとしていました。

8月29日の読売新聞によりますと、「来年度から全小学校で放課後教室、共働きは夜まで」というタイトルの記事が掲載されたことはご案内のとおりです。記事の内容は次のようになっておりますので、引用をさせていただきます。

文部科学省と厚生労働省は、来年度から全国すべての公立小学校で、放課後も児童を預かる

ことを決めた。スタッフは教員やOBや地域住民で、勉強やスポーツのプログラムを用意し、児童が放課後を学校で過ごす環境を整えるほか、共働き家庭の子供向けにはさらに時間を延長するとされ、具体的には、子供が安心して遊べる居場所づくりや子育ての負担軽減による少子化対策につなげるのが目的で、2007年以降、大量退職する教員に活動の場を提供するねらいもある。両省では、来年度の総事業費として約1,000億円を見込んでいる。

今回の事業は、全児童対象の時間帯と、それ以降の親が留守の家庭の子供を対象とする時間帯の二本立て。小学校内での活動が基本で、空き教室や体育館、校庭などを利用することを予定している。

全児童対象の時間帯、これは放課後から午後5時ないし6時ごろまででは、授業の予習・復習などの学びや、野球、サッカーなどのスポーツ、図工、折り紙などの文化活動、地域のお年寄りなどとの交流、お手玉やめんこなどの遊びといったプログラムを行う。希望すれば毎日参加できる。学びは教員や教職を目指す大学生による学習アドバイザーが担当し、そのほかのプログラムは地域のボランティアが指導する。全小学校に配置するコーディネーターがボランティアの確保や活動プログラムの策定を行う。文部科学省では、経済的な理由で塾に通えない子供に学びの機会をふやすことにもなるとしている。

それ以降の時間帯、午後7時ごろまでは、共働き家庭などのおおむね10歳未満の子供が対象で、保育士や教師の資格を持つ専任の指導員が生活指導などを行って、遊びの場をつくる。

利用料や開設時間は市町村ごとに異なるが、全児童を対象にした時間帯の利用料は無料になる見通し。ボランティア以外のコーディネーターや学習アドバイザーには報酬が支払われる。

共働き家庭の子供を対象にした従来の学童保

育は、行政や保護者、民間企業などの運営主体が厚生労働省の補助金を受けながら、小学校や児童館、民家を利用して行ってきた。しかし、こうした活動は全国の約6割にとどまっており、学童保育の拡充を望む声も少なくなかった。今回の事業は、これまでの学童保育を引き継ぎ、活動場所をすべて小学校内に移した上で、これまで実施されていなかったすべての地域に学童保育を広げる意味合いがある。

また、文部科学省も2004年から3カ年計画で放課後に地域住民と子供と一緒に遊びやスポーツを行う地域子ども教室事業を進めており、今回は両省の事業が一本化される形だ。事業費は、国、都道府県、市町村で3分の1ずつ負担。両省は、国の負担分として、来年度予算の概算要求に約330億円を盛り込んだという内容のものであります。

私は、さきに申し上げました西根学童クラブと平野学童クラブが開設をされる平成14年3月定例会一般質問で、学童クラブの基本的なあり方について質問させていただきました。その一部について再度ご紹介したいと思います。

学童クラブに対応する人的な課題で伺います。福祉事務所の説明では、放課後児童健全育成事業の展開は、有資格の保育士をもって充てることとしていますが、私はそこに教員の配置も不可欠ではないかと考えています。子供たちからしてみれば、学校が終わってからも先生と過ごすことには抵抗があるかもしれませんが、しかし、現実的に考えれば、学校の宿題の処理なども業務の中に入ってくることも考えられるわけで、それらへの対応も必要と感じます。同時に大事なことは、授業が終わったから後は家庭や地域でとする考え方で果たしていいのだろうかということでもあります。先生方には大変な仕事になるだろうと思われまじ、負担をかけることにつながるわけですが、一考が必要なのではないでしょうか。

私は、この学童クラブの考え方では、基本的に福祉事務所が所管をするということに疑問を感じています。早急に実施に移さなければならぬということもあって、当面、福祉事務所が所管をせざるを得ないということは理解しつつも、本来どうあるべきかということを考えれば、学校教育や生涯教育あるいは社会教育を所管する教育委員会が基本的にはこの事業を具体的に展開することこそ、あるべき姿ではないかと考えます。

児童福祉法第6条の2第7項では、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働などにより昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設などの施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいふとされ、具体的には県の社会児童課が所管し、補助をすることとされているとのことですが、その補助の受け手は福祉事務所でも教育委員会でもどちらでもよいとされています。

私は、本来、教育委員会が全面に出て所管し、充実を図ることが必要だと思うのです。学校週5日制が本年4月から実施されますが、その対応と一体で進める必要があるのではないのでしょうか。学校週5日制の対応は教育委員会で、放課後児童健全育成事業は福祉事務所であることでは一貫性に欠けることになり、ちぐはぐになるのではないかと心配です。その意味でも、早急に所管を教育委員会に置き、トータルな事業展開を図ることこそ必要と考えますが、市長の見解を伺いたいと思いますという質問をさせていただき、市長からは、学童クラブの基本的なあり方でありますが、当面それは福祉事務所。しかし、教育委員会も賛成です。そうしなければいけないと思います。都会では、学校の施設を利用して学童クラブをやっているところも結構多いんです。しかも、少子化で空き教室なん

+

かも出てきているわけで、利用できる場所は利用しなければいけないし、週5日制になるとするならば教育委員会も検討すべきだと、一緒にやるべきです。ただ、早急にというわけにはいきませんから、1年ぐらい大いに議論してもらいたい。予算査定の席上でも私は自分の意見を申し上げ、そう指示したところでありますとの答弁を受けたところでした。

今回の文部科学省と厚生労働省の平成19年度概算要求では、申しあげましたような内容で来年度から新たな形での学童クラブがスタートすることになるわけです。私は、この内容を見て、すごいことをやろうとしていると感じましたし、同時に、具体的に実施に移すまでは大変な準備と作業が求められることになると感じたところでは。

そこで、教育長と福祉事務所に伺います。

第1点目は、長井市としては、来年度からの展開方法は、どうしようとしているかについてです。

まだ、細部の要綱などは示されておりませんが、国の考え方は示されたと思います。これを受けて、これまで学童クラブを運営してきた福祉事務所は、どう展開されようと考えておられるのか、教育委員会はどうか考えておられるか、それぞれお聞かせいただきたいと思います。

特に、教育長からは、1つは、教育委員会としての検討状況はどうか、2つは、この事業を進めるための新たな組織が必要になるわけですが、それはどのように構想されているか、3つは、19年度スタートとなれば、約半年間しか検討・準備期間がないわけですが、おおよそいつごろまでに市の方針を決定される考えか、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、市民への周知をどう図っていくかについて伺います。

申しあげましたように、このたびの「放課後子どもプラン」は旧来とは大きく変わってきま

す。1つは、すべての小学校で実施をすること、2つは、対象児童が大幅にふえてくること、3つは、事業の内容も旧来の遊びや生活の場に加えて、学びやスポーツ、文化活動が追加されていること、4つは、旧来の学童クラブの考え方は第2の時間帯で実施することになり、時間帯の延長も考慮する必要が出てくることなどあります。いつごろをめどに、これらを含め、市民への周知や募集期間を想定しておられるのか、教育長からお聞かせいただきたいと思います。

第3点目は、現にある諸要望にどうかたえるかについて、福祉事務所に伺います。

1つは、中央学童クラブについてです。

現在、長井市では、市内6カ所で学童クラブが展開されていることは申しあげましたとおりです。それぞれの場所で一生懸命児童の健全育成に向け努力されていることに感謝しているところです。

平成18年度の中央学童クラブは73名の児童が登録され、学童保育を受けています。子育て支援の一環で、申し込みのあったすべての児童を受け入れたということです。

厚生常任委員会に提出をされた資料によりますと、中央学童クラブの児童数は、平成12年度には43名、13年度は47名、14年度は38名、15年度は48名、16年度は52名、17年度は60名、そして18年度は73名となっており、近年増加していることを示しています。

しかし、73名では昨年まで中央児童センター1カ所で実施をしていたことでは対処できないということから、勤労センターを使った2カ所で学童クラブを実施することとし、73名の児童を南と北に分けているということでもあります。

この分割した学童クラブのあり方をめぐって、特に北の勤労センターで学童クラブに登録された父母から、この間、いろんな不満や要望などが出されていると聞いています。内容は申しあげませんが、依然としてくすぶっていると聞い

ているところです。

この間、福祉事務所として、こういった問題にどのように対応されてきたのか、分割方法以降の経緯についてお聞かせをいただきたいと思っています。

父母の子どもを思う気持ちは真剣です。少しでもいい環境で、安心して子供を預けたい。その上で自分たちも安心して働きたい。働かなければならないし、頻繁に休むことはできない。しかし、学童クラブの事業によって、子供を預けることができないようでは困る。学童クラブの体制を整備してもらいたいなどの要望は、切実なものを感じます。今後とも、福祉事務所が出されている要望にこたえるために奮闘いただきたいし、父母の会などとの話し合いの機会をきちっと持って、丁寧に対応いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

私は、新たな事業展開に当たっても、これらは引き継がなければならないと考えますが、いかがでしょうか。福祉事務所長の見解を伺います。

中央学童クラブは、新しい「放課後子どもプラン」に移行しても、長井小学校で一括して実施することができるのは時期的に限定をされています。いただきました資料によりますと、放課後児童クラブ運営では、子供の情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化（分割など）の促進を図るとされています。中央学童クラブの場合はこれに当てはまることになり、また同じ問題が出ないように対応しなければなりません。このことも含めて真摯に対応する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2つは、「放課後子どもプラン」と現状の乖離について伺います。

前段で申し上げましたように、現在の学童ク

ラブの年間開所日数は、中央学童クラブが273日、豊田学童クラブと西根学童クラブは237日、致芳学童クラブと平野学童クラブが238日となっています。しかし、来年度から始まる「放課後子どもプラン」では、基準開設日数を年間250日と設定しています。

福祉事務所長からいただきました資料によりますと、子供の生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、補助対象の開所日数を250日以上とすることにした。このため、特例措置として認めていた200日以上250日未満開所のクラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止をするとされています。

現時点で、中央学童クラブ以外は250日に満たないわけですが、今後どう展望されているか、福祉事務所長からお聞かせをいただきたいと思っています。

質問の第2は、保育行政の展開についてです。

第1点目は、社会福祉協議会に移管したはなぞの保育園の状況について伺います。

厚生常任委員会に示されました資料、清水保育園民間移管に係る保護者説明会資料によりますと、はなぞの保育園移管後の状況についてという項目で、次のように記載されています。保護者からは、4月の時点で心配もあったが、園長を初めとする先生方の並々ならぬ努力により、子供たちの環境は何ら変化することなく元気に過ごすことができている。また、社会福祉協議会でも父母の会の要望を受け、すぐ実行してくれている。これまでと違った小回りのきく運営がよい方向に進んでいる。保育士などの派遣もあり、今は問題がない。保育士の身分保障がされたこともあり、保育士の質は変わっていないと思う。子供たちは若い先生に懐いていると思う。子供たちにとってはよかったと思うなどのご意見、ご感想をいただいておりますという内容です。

そこで、移管先の社会福祉協議会会長になら

+

れた助役に伺います。

申し上げましたような意見や感想が聞かれるのは、日夜一生懸命頑張っておられる職員の皆さんの努力によるものと思いますし、喜ばしいことと感じます。

私は、はなぞの保育園の移管に関して何回か質問させていただいております。特に職員派遣の問題については、当局の説明内容と実際の派遣職員数が異なったことや、その影響で本体の市の保育士が不足し臨時職員で対応しなければならなくなったことなどもあって、質問させていただきました。この間、当初計画では4人の職員派遣が6人になったこと、派遣年数も2年にわたっていることが現実となっています。

助役に伺いますが、父母の感想や意見ではなく、実際ははなぞの保育園を運営をしてみて、1つは、社会福祉協議会の運営はスムーズに展開をしているのかどうか、2つは、社会福祉協議会とはなぞの保育園の関係はどうか、3つは、派遣職員が現実的にふやさされ、派遣が2年にもわたっている現状は、逆に言えばなぜ必要なのか、スムーズになかなかいかない状況や課題が存在するから延びているのではないかと感じますが、どのような状況になっているかについて、明らかにしていただきたいと思います。

第2点目は、清水保育園の移管の進捗状況について伺います。

6月定例会前の厚生常任委員会に示されました資料によりますと、移管に向けたスケジュールとして、①置賜総合支庁に出向き、清水保育園移管に関して報告し指導を受ける。②社会福祉協議会に対し、清水保育園の平成19年度からの運営委託を行う。これを受け、社会福祉協議会では理事会を開催し、定款等の改正を実施する。③長井市職員労働組合との話し合い。④社会福祉協議会に移管するに当たり、動産、不動産の扱い、建物の危険診断及び大規模修繕の対応など諸協議を行い、移管できる状態にしてい

く。⑤長井市保育所設置条例を廃止する条例の提案。清水保育園の普通財産化。同一事業の継続として財産処分報告書の提出。⑥清水保育園の認可保育所廃止届の提出。同時に社会福祉協議会から清水保育園の認可申請書の提出。このとき市の意見書などの提出。⑦清水保育園の普通財産化により、財政課に財産の引き継ぎ。同時に社会福祉協議会との間で動産及び不動産の譲渡及び貸与の契約、覚書の締結とされています。この項目に沿って、福祉事務所長から、それぞれの進捗がどうなっているのか、現時点で進んでいない点は何かについて、お聞かせをいただきたいと思います。

助役に伺います。清水保育園の移管に関して、職員派遣の考え方はどうか、同時に、社会福祉協議会職員の採用の考え方についてはどうなのか、現在社会福祉協議会で構想している現時点での運営方向をお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、行政の執行者の補佐としての助役、いわば保育園を移管する当局側にある助役と、保育園の移管を受ける社会福祉協議会の会長が同一人物となることに私は少なからず違和感を感じますが、助役自身はどう整理をされてるのかについてもこの際お聞かせをいただきたいと思います。

第3点目は、理解と納得を得ることが必要という点について伺います。

本年5月22日、横浜市立保育園の一方向的に拙速な民営化に対して保護者が起こした民営化取り消しと損害賠償を求める裁判で、横浜地方裁判所は、性急過ぎる民営化は違法として、総額280万円の慰謝料の支払いを命ずる判決が出されたことはご案内のとおりです。

また、4月20日には、公立保育所の民営化に関する住民、保護者から当該自治体への損害賠償請求などの裁判に関して、大阪高等裁判所が大阪府大東市の民営化について、一審の大阪地

裁判決を変更し、引き継ぎ不十分で児童の安全に重大な危険が生じかねない状況があったとして、市側に1世帯当たり33万円を支払うよう命じた判決が出されたこともご案内のとおりです。

5月23日付山形新聞が横浜地方裁判所判決の記事を掲載しており、解説として次のように触れておりますので、引用させていただきます。

横浜市の保育所民営化取り消し訴訟で、早急な民営化の違法性を認めた横浜地裁判決は、経費削減などを目的にスピードを優先しがちな行財政改革にあっても、園児の保護者への十分な説明責任を果たすよう求めたと言える。判決は、方針決定から市議会の条例改正案の可決を経て、保護者側の納得が得られないままわずか1年で実施に踏み切った横浜市の民営化ありきの姿勢を厳しく指摘している。保育所の民営化の波は全国各地に広がっているが、推進側の自治体と保育の質の低下に不安を持つ保護者との間であつれきを生じているケースは少なくない。大阪府大東市でも訴訟になり、大阪高裁は4月の控訴審判決で、民営化で入れかわった保育士との引き継ぎが十分でなかったため、園児がばらばらに行動するなど混乱が生じたと認定。今回の判決と同様、市に保護者側への慰謝料の支払いを命じている。本当に子供や保護者の立場を踏まえた政策転換だったのか。柔軟性に欠けた部分はなかったのか。横浜市中田宏市長を初めトップダウン方式で改革を進める自治体も少なくないが、首長の冷静な取りが必要になるうという内容であります。

私は、これらの判決は、単に手続的な方法や準備期間の問題ではなく、保育所において保育を受ける権利や保護者の保育所選択権の法的確認がなされたものとしてとらえなければならないと考えます。このような判決を踏まえて、当局の保護者やこれから清水保育園に入園しようとしている児童を持つ保護者にも理解と納得が得られる説明責任を果たさなければならないと

感じます。今回の判決に学びながら、通り一遍ではなく本当に理解と納得を得るための説明会や話し合いの設定が必要であると思いますが、助役の見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 通告のあった大きく3点からのご質問にまとめてお答えをします。

8月30日付の読売新聞に、全小学校で放課後学級という報道がありました。そのことについては県教育委員会、または置賜教育事務所を通じては、何の話も今のところはありません。新聞報道とかインターネット等の情報によれば、先ほどもありましたけども、「放課後子どもプラン」という新規の事業のようで、これまでの文科省の地域子ども教室推進事業、厚生労働省の放課後児童健全育成事業を合体させたような事業のようで、事業の概要を簡単に申し上げれば、今、長井市で行っている「土曜らんど」を学校の校庭、体育館、教室を使って月曜日から土曜日まで5時か6時まで毎日やり、それ以後、学童保育的なことを7時ごろまでやるという事業になるようです。

まだ具体的な話は何も聞いていませんので、教育委員会としても正式に話し合いはしていません。ただ、少子化対策、子育て支援ということでは大変結構な事業だとは思いますが、先ほど指摘ありましたように、具体化する市町村では大変苦勞もあるなというふうに思っていますし、解決すべき課題もたくさんある事業かと思えます。

私なりに今考えている課題なり推進の方向性を何点か申し上げたいと思いますが、まず1点目ですが、市町村にどのくらいの予算が配当になるのかはわかりませんが、国、県、市町村それぞれ3分の1負担になるという話でしたので、早目に具体化をして、予算要望をしてい

+

かなければならないというふうに考えています。

2番目ですが、コーディネーターや安全管理委員、学習アドバイザー、地域の方のボランティア等の確保が極めて大変になるのでないかなというふうに思います。毎月第3土曜日の土曜らんどと違って毎日のことですので、ローテーションを組むためのかなりのスタッフが必要かと思えます。これが最大の課題になるのではないかなというふうに思っています。また、報酬の出る人と出ない人が出ることも問題かなというふうに思います。

3番目ですが、安全管理とか安全指導の面で責任体制の確立が必要になってきます。校庭とか体育館、教室を開放するということになるようですので、その際、最終的な施設設備の管理をどこで責任を負うのか、また、活動に来る児童の把握をどうするのか、活動中の児童の安全安心をだれが責任を持つか、参加する児童数とスタッフの数によっては極めて大変かなと思われれます。不特定多数の人が出入りするので、不審者等への対応をどうするかの問題も出てくるのではないかなというふうに思っています。

4番目ですが、学校行事の準備とか補充指導とか、または係活動とかで、学校の方で残した児童との区別をどうするのか、今でも忙しい学校教職員がどうかかわるのかなど、学校との関係をすっきりした形で進めていかなければならないというふうに考えているところです。

5番目ですが、これまでの学童保育的な機能を持つ午後7時ごろまでの時間帯については、専任の指導員の確保、今でいえば有資格の保育士、または保護者負担の額とか日数とか時間、それに最終的な加入を含めて、福祉事務所と連携をして運営をしていかなければならないのじゃないかと思えますし、このことについては福祉事務所が中心になって進めるべきかなというふうに思っています。

6番目ですが、市民への周知については、学

校での説明会、学校だより、広報等を使って十分に理解していただくための工夫をしていかなければならないし、教育委員会に質問、相談の窓口などをつくっていくことも考えられるというふうに思っています。

具体的に実施する段階になると、このほかいろいろ問題が出てくると思われれますが、今もって具体的におりてきてない話を来年度から原則的には全小学校区で実施するというのでは、先ほど申し上げたような課題もあって、対応し切れるかどうか、大変心配をしているところです。できたら試行的に段階を追って、地域の実情に応じて進めることが望ましいのではないかなというふうに考えています。

もしもどうしても全小学校区となれば、現在の土曜らんどを組織を基盤にしながら見直し、拡充をして、全市的には推進委員会のようなものをつくり、各小学校区ごとに運営委員会を組織して対応していく方向で教育委員会としても検討したい。文化生涯学習課、管理課、連携して推進していきたいというふうに考えているところです。以上です。

○大沼 久議長 長谷部宇一助役。

○長谷部宇一助役 保育行政の展開、特に社会福祉協議会とはなぞの保育園の運営についてご質問がありました。6点ほどありましたので、順次答弁申し上げたいと思います。

1番目の社会福祉協議会の運営はスムーズに展開されているかというご質問でありますけども、17年の4月から移管して1年5カ月になりますけども、おおむね順調に運営されてるということで思っております。これも、先ほどありましたように、先生方の大変な努力、つまり一生懸命さ、それからひたむきさというものが保護者の皆さんに理解され、そして信頼されてきているという状況だと思っております。引き続き努力していきたいと思っております。

現在は31名体制で100名の児童さんをお預か

りしてるという状況でありまして、市でやったときより3名ほど保育士さんをふやして、万全を期しているところがございます。ただ、若い保育士さんが多いということで、改善すべき点多々あります。特に若さというのは、やっぱり大きな戦力にもなるし、大きな効果をもたらすわけでありまして、反面いろんな判断面で戸惑うことがあるということもありまして、これも経験不足ということからくるものだと思っております。これは徐々に改善をしていくものだと思っております。

あと、はなぞのはゼロ歳から2歳児までお預かりしているという形で、1部屋3人体制をとっておりますけれども、3人体制をとることによって、やっぱり人に頼る部分が出てきてるということもありますので、これは確かに体制の不備ということもありますので、こういったことについて徐々に改善を加えていきたいなと思っております。

それから、2番目の社会福祉協議会と保育園の運営でありますけれども、ご案内のとおり、社会福祉協議会は地域福祉の担い手として、今後ますます充実しながら、そして拡大していくことが予想されております。今現在も一般的な社会福祉、それから介護保険、それから老人福祉センター、それからせせらぎの家、それから児童センターと、こういった事業のほかに、今、17年度からはなぞの保育園を運営しているわけでありまして、やっぱり地域福祉の担い手として、バランスいい福祉行政を展開していくという形でありまして、これを求めておりまして、老人なり、それから障害者なり児童と、こういったものをバランスよくサービスの提供を図っていきたく思いますので、今回やる保育行政についても力を入れて運営をしていきたいなと思うところであります。

それから、3番目の職員の派遣でありますけれども、はなぞの保育園には17年度6名派遣をさ

せていただきました。これはやっぱり移管時の混乱をできるだけなくすという形でご支援申し上げたところでありますけれども、18年度は2名減の4名派遣をしているところがございますけれども、先ほどありましたように、職員の皆さん大変頑張ってくださいまして、ひとり立ちできる状況に育ちつつあるということでもありますので、派遣につきましては18年度で取りやめたいと思っております。19年度からは社会福祉協議会の職員の中で運営をしていくという状況にしていきたいと思うところであります。

あと、それから清水保育園の関係につきましては、8月10日によく事務段階での打ち合わせをやったところでありまして、概略でありますけれども、こういった形で職員の派遣をやった方がいいじゃないかという形では話し合いを進めております。その中身につきましては、今、清水保育園6名おりまして、うち社会福祉協議会から2名研修生がおります。これは残りますけれども、あとの4名体制については、そのうち2名はやっぱり市からの派遣で運営をしていく必要があるんじゃないかという形で、2名の派遣を予定をしているところがございます。あと調理師1名も市の方から派遣をしていきたいなという考えで、今、話し合いを進めているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、はなぞのいわゆる派遣後の体制につきまして、市報でお知らせしてありますけれども、社会福祉協議会の職員の募集という形で、保育士5名程度、それから栄養士、看護師の募集を今やっております。

それから、4番目の社協の会長と助役の兼任ということでもありますけれども、一般的にはこういった兼務というのはあり得るという状況だろうと思っております。県内の社会福祉協議会の中でも首長さんが会長をなさっているということが大変多くなってきている状況にあります。ただ、

+

この内容を見ますと、どうしても名誉職的な要素が強いようでありますけども、私はそういった考えでなくて、6月14日就任しましたけども、それぞれについてやっぱりかかわっていかなきゃいけないという考えを持っておりまして、19年度の予算規模からいいますと、もう4億円を超えるというような大きな事業展開をするわけでありますけど、そういった形での責任をきちんと持っていかなきゃいけないなと思っておりますので、私のそういった考えからすれば、専任する会長を置くことがやっぱり望ましいのではないかという考えを持っております。

あと、三役以下の一番の権限を持つてる事務局長についても、今、福祉事務所長が兼務しておりますけども、これこそやっぱり民間の人をお願いをして、きちんとそれを把握していただくということが必要だと思っておりますので、その改革についてもぜひ、議会の方から佐々木さんも出ておりますので、いろんな形でご意見をお伺いしながら改革を進めていきたいと思うところであります。

それから、5番目の保育所の民営化でありますけども、横浜地裁の判決については、まさに私ども身近な問題でありますので、本当に厳粛に受けとめておりまして、間違いのないような形で対応をしていきたいと思っております。今の進め方については、この後福祉事務所長の方から答弁があると思っておりますので省略させていただきますけども、本当に誠心誠意を持って、保護者の皆さんの理解をいただくような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。以上です。

○大沼 久議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 高橋議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、学童クラブの来年度からの展開ということですが、学童クラブは現在、先ほど高橋議員がおっしゃっておられましたように、

致芳、西根、豊田、平野とありますが、ここは福祉事務所の直営であります。中央の学童クラブに関しましては社会福祉協議会の方に委託をして運営をしておりますが、これにつきまして、現時点では学校に移すというふうな確実な方針がない限り、委託料の予算化の関係もございまずので、当面は今の体制での運営方向を見込んでおりますが、予算の編成時点までに学校の方で実施することが確実ということになれば、教育委員会の方と協調していくことになろうかというふうに思います。

続きまして、中央学童クラブの問題でございまずますが、春先の4月19日と夏休み前の7月20日の2回ですが、保護者からの申し入れといたしますか要望がありまして、話し合いを持っております。中央児童センターの学童クラブについては、施設の関係上、定員60名ということで毎年募集しておりましたが、70名先の申し込みがあったものですから、今年度から全員受け入れるためにはやっぱり2つの場所で実施に至ったというふうな説明をいたしまして、さらに保護者さん方の要望を聞いたような格好であります。

その中の要望としては、まずやっぱり南北に分けないで1カ所でやってほしいというようなことがありました。さらに安全面からも指導員をふやしてほしいとか、夏休み前の会合では、夏休みの期間中は長井小学校のプールを使わせてもらいたいとか、さらにプールに行けないような体調の悪い子供については、その子供だけを見るための指導員を置いてほしいとか、さらには学童クラブの対象年齢、3年生までですが、もっと上げてほしいというような要望がございました。

こちらからの回答としては、やっぱり70名をもとの場所で見るのは、安全面からも問題があるし、難しいというようなお話申し上げましたが、夏休みの期間の対応は社会福祉協議会の方とも協議いたしまして、プールに行けない子供

がいれば、さらに指導員を増員してそれらに対応したいとか、あとは来年度要望がもしあれば4年生まで引き上げたいかなというような回答はしておったんですけども、今、先ほど来話が出ております国の「放課後子どもプラン」の構想が示されましたので、その動向を注目したいというふうに考えております。

続いて、基準開設日250日をクリアしないと補助金が来なくなるというふうなことでございますが、今、中央児童センターが273日開設しているというのは土曜日も開いておるからでございます。ほかのところは土曜日開いておりませんので238とか237日になってるわけですので、もし教育委員会と学校でやらなくて、引き続きまだこの体制で運営していくということであれば、福祉事務所が主導となってやるのであれば、その暫定期間中は土曜日も開くなりして、250日をクリアしていきたいというふうな考えでおります。

続きまして、最後に、清水保育園移管の進捗状況でありますけれども、日記的に読み上げますが、5月12日にまず置賜総合支庁の福祉課の方に、19年度から移管に向けていきたいというふうに意向を説明してきております。7月27日ではありますが、第1回目の保護者説明会を夕方6時から清水保育園の方で開催しております。保護者の方は26名ほど参加していただきました。その説明の中では、移管についての理由とか移管先、それから、はなぞの保育園のこのときまでの状況とか保育料に関して、さらに保育士の配置とか建物の安全性とか園児の募集のやり方など、考えられる限りなるべく説明させていただいております。そのときの質問とかそういった説明内容について、7月31日に全部の保護者の方に紙面でお渡しして報告をとらせていただいて、さらに来れなかった保護者の方もまた質問とか要望あるかということで、8月21日までに提出をお願いしますということでお願いし

ておりました。

この間、8月10日、先ほど助役も申しましたが、社会福祉協議会と今後の財産の処分とか建物の関係とか職員派遣等について、細部を詰めました。さらに8月28日ですけれども、市の職員組合の書記長と委員長と協議をさせていただいております。8月30日にまた置賜総合支庁に状況を報告に行っております。

9月12日、これからですけれども、第2回目の保護者説明会を開催する予定であります。全員の保護者さん集まっただけとは思っておりませんで、さらにその後には、どれだけ理解していただけたかとか、失礼ですけれども、アンケートなどをとらせていただく方法も考えております。まず一番大切なのは保護者の理解ということですので、保護者にとって不明な点や不安な材料がなくなるまで説明を繰り返していきたいというふうに考えております。以上です。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 保育行政の関係については、12月に多分条例提案がされるんだと思いますから、そのときにまたさせていただきますけれど、福祉事務所に1点だけお伺いしておきますが、私は、現在入園をしている保護者はもちろん大切ですけど、これから入りたいという人もいるわけですよ。現に私の孫も入りたいと思っているんですが、そういう人にもやっぱり周知をしてもらいたいなというふうに思うんです。通り一遍でなくて、そういう努力を、難しいでしょうけど、把握がね、ただ、10月から募集が始まるわけで、そういったことも活用しながら私はやっていただきたいと思いますが、なお、その点についてだけお聞かせをいただきたいと思っております。

時間がないのでまとめてしてしまわないと。

教育長にお伺いしますけど、実際こういうふうになったのが、それは確かに最近の話だとい

+

うのはわかります、私も。だけど申し上げましたようにね、平野と西根がなるときに、私はこういうふうにするのが本当はあるべき姿として、教育委員会がやっぱりちゃんとしなければならぬんじゃないかというふうに申し上げてきています。市長もそうだと答弁されているんです。6月みたいに何年間の空白がどうのこうのと私は言いませんけれども、やっぱりそういう、何ていいますかね、準備というかね、研究というのは私は大切なことだと思うんです。

何か聞いてますと、あれもできないから、これもわからないから、あれもこれもと大変なことばかり言って、そういうふうに聞くと、やりたくないのかなという感じを私は受けるわけです。よく言われる、岩國哲人さんなんかも言ってますが、公務員の悪いところは、やりたくないこと等含めて、やれないことをいっぱい出して、だからだめなんだと、こういうふうに言うのが一番悪いと言ってますけども、そうはならないと思うんですね。残された期間でとにかく準備をしなきゃいけないわけです。その際は、今、教育長がおっしゃるように、すぐにスタートできるか、あるいはとりあえず長井小学校から始めるか、地域の実情を見ながらというのは私は賛成です。そういうことで、私は計画立案というかね、検討に入ってもらいたい。その際は、そっちは福祉事務所だから、こっちはこっちだからって絶対ならないように私はしてもらいたい。トータルでいいものをつくっていかないと、これは何にもならないわけで、決意表明みたいになって、求めるみたいで恐縮ですけども、そこだけきょうは明らかにしていただいて、私は質問を終わりたいと思います。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 この子どもプランへの教育委員会の考え方として、このプランをマイナス方向で受けとめているわけでは決してありません。いい事業だと思っておりますし、さっきも申し

上げましたけども、少子化対策、子育て支援のためには、やっぱり保護者にとっては大変いい事業だろうというふうに思います。こういう方向で進めていかなければならないわけですが、現実的にはそういういろんな問題も出てくるだろうと、それをクリアしながら、やっぱりこの方向に向けて、学校を使うことを拒否しているわけでも何でもなし、学校を使ってもらって大いに結構なんですけど、何か事が起こると責任問題がどうだこうだと必ずなるんですよ。非常にあいまいな形でスタートすれば、そういう問題は必ず残ってきますので、そういういろんな課題を出しながら、それをクリアしながらこの事業を進めていかなければならないというふうに考えているだけで、決して後ろ向きの姿勢ではありません。

○大沼 久議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 議員おっしゃるとおり、一番大事なことでありました。来月の市報に園児の募集を出す予定でありますので、あわせて移管についての広告をしていきたいと思っております。

谷口栄子議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位4番、議席番号4番、谷口栄子議員。

(4番谷口栄子議員登壇)

○4番 谷口栄子議員 9月定例会に当たり、通告しております2点について、順次質問させていただきます。答弁は、目黒市長、大滝教育長、齋藤商工観光課長、船山健康課長にお願いいたします。

質問に入る前に、初めに、長井市の再生に尽力されております目黒市長の2期8年は、道半ばではないかと多くの市民が思っています。私